

別表 子ども家庭支援センター主要事業

種類	事業名	対象者	内容・費用負担など
預かり保育サービス	一時預かり保育 (一時保育)	生後57日から未就学児まで	冠婚葬祭や育児疲れなどの際に、お子さんをお預かりします。 (利用時間) 午前9時～午後5時(1時間単位で利用可) (利用料金) 1時間800円 ◎日本橋区民センター内日本橋分室保育室でも実施しています。
	一時預かり保育 (緊急保育)		出産や入院など緊急の理由で一時的に保育が必要になった場合に、お子さんをお預かりします。 (利用時間) 午前9時～午後5時(原則として1カ月以内) (利用料金) 1日2,000円 ◎日本橋区民センター内日本橋分室保育室でも実施しています。
	トワイライトステイ	2歳から小学校6年生まで	仕事などにより帰宅が夜間となる場合に、一時的にお子さんをお預かりします。 (利用時間) 午後5時～午後10時 (利用料金) 1回2,000円 夕食代1食400円(持参可)
	病児・病後児保育	生後7カ月から小学校3年生まで	入院加療の必要のない病中または病気回復期にあるお子さんを家庭で看護することができないとき、区が委託した医療機関または認証保育所の保育室でお預かりします。 (利用時間) 午前9時～午後5時30分 (利用料金) 日額2,000円
	子どもショートステイ	生後7日から中学校3年生まで	保護者の病気や出産などの理由により、お子さんの保育が一時的に難しくなったときに、区が委託した施設または協力家庭でお子さんを短期的にお預かりします。 (利用期間) 施設: 6泊7日以内 協力家庭: 2泊3日以内 (利用料金) 1泊2日6,000円(以降1日増えるごとに3,000円加算)
子育てでの子育てサポート	育児支援ヘルパー	母子健康手帳交付時から出産後6カ月以内の家庭	育児や家事の支援を必要とする妊娠中または産後のご家庭に対して、区と契約を結んだ事業者がホームヘルパーを派遣します。 (利用時間) 午前8時から午後6時までの時間帯で1日につき2時間以内(1世帯につき合計15回まで) (利用料金) 家庭の所得により異なります。
	緊急一時保育援助事業	生後4カ月から未就学児まで	保護者の病気や出産などによって緊急一時的にお子さんを保育することが困難となった場合に、保育員(ベビーシッター)を派遣します。 (利用期間) 午前8時から午後6時までの間で1日につき9時間以内 (利用料金) 利用時間および家庭の所得により異なります。
親子の交流・活動支援、情報提供	子育て交流サロン「あかちゃん天国」	0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者の方、妊娠中の方	子育てに関するさまざまな情報交換や仲間づくりの場として、また、必要な方には育児に関する相談や助言を行うことを目的としたひろばです。定期的な子育て講座やミニコンサートなども実施しています。 (利用時間) 午前9時～午後5時 (利用料金) 無料(ミルクなどは各自で持参してください)
	情報交流室	どなたでも利用できます	パンフレットや掲示物などで子育てに関するさまざまな情報を発信しています。また、育児雑誌や育児に関するビデオを見ることもできます。 (利用時間) 午前9時～午後5時
	地域活動室の貸出	区内で子育て支援に関する活動を行っている個人やグループ、団体など	子育てグループ等の活動を支援するため、地域活動室を無料で貸し出します(約20名利用可)。 (利用時間) 午前 午前9時～正午 午後 午後1時～5時 夜間 午後6時～10時

子ども家庭支援センター「きらら中央」事業案内

子ども家庭支援センターでは、子どもと子育て家庭の総合相談、子育て交流サロン、あかちゃん天国、一時預かりなどの保育サービス、子育てに関する情報提供など、子育て

て家庭を応援するさまざまな事業を実施しています。子ども家庭支援センター「きらら中央」で実施している主な事業 サービスの種類、対象者など別表のとおり
受付時間 午前9時～午後6時 (祝日・年末年始を除く)

所在地 中央区勝どき1-4-1 ※問合せ先 子ども家庭支援センター事業係 ☎(3534)2103 子どもと子育て家庭の総合相談 18才未満の子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じています。

お子さんに関して、悩みや不安がありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。ご相談の内容に応じて、保健・心理・福祉などの専門相談員が個別に応じます。
受付時間 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
◎来所される場合は事前にご連絡ください。

もし虐待ではなかったとしても、通告をした方の責任は問われません。
受付時間 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
※通告・相談先 子どももほっとライン ☎(3534)2228

寄ることのできるスペースの愛称です。区の施設では子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地・堀留町・浜町・月島・勝どき・晴海児童館、女性センター「ブーケ21」が「赤ちゃん・ふらっと」として都へ届け出をしています。施設の入口などに「赤ちゃん・ふらっと」マークを掲示していますので、お気軽にご利用ください。都内の届出施設の一覧はとうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。
※問合せ先 都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課子育て事業係 ☎(5320)4371 子ども家庭支援センター事業係 ☎(3534)2103 とうきょう子育てスイッチホームページ http://kosodateswitch.jp

夏休み親子食品衛生監視員体験教室 食品添加物の検査にも挑戦!

子ども家庭支援センターでは児童虐待情報専用電話として「子どもほっとライン」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合は、直ちにご連絡ください。通告した方の秘密は守られます。



▶赤ちゃん・ふらっとマーク

日時 7月22日(月) 午前10時～午後3時
会場 中央区保健所および築地場外市場
対象 区内在住・在学の小学校4～6年生の児童とその保護者
◎必ず保護者の方と一緒にご参加ください。
内容 親子で食品衛生監視員(食品Gメン)になり、午前中は保健所の監視員と一緒に築地場外市場の食料品販売店で、

食べ物の衛生管理について点検(食品表示の確認や冷蔵保管温度の測定など)を行い、午後は中央区保健所で食品添加物の検査などを行います。
定員 10組20名(申込多数の場合は抽選)
費用 保険代として1人50円
申込方法 7月8日(必着)までに、はがきに①お子さんと保護者の氏名・

ふりがな②お子さんの性別・身長(白衣をご用意します)③住所④電話番号⑤学校名・学年を記入して申込み。参加が決定した方には後日、資料とともに参加案内を郵送します。
※申込問合せ先 〒104-0044 中央区明石町12-1 中央区保健所生活衛生課食品衛生第二係 ☎(3546)5399